

保険料口座振替特約

(実施 昭58.4.2/改正 平27.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

【第2条の補足説明】

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約 (2) 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
- 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約
- 5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
 - 無配当がん医療保険契約 ② 無配当新がん医療保険契約
 - 無配当生活習慣病保険契約
 - 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約
 - 5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約
 - 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約
 - 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取扱いします。
 - 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未済で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。
- 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

- 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
- 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
- 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するとき、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

【第10条の補足説明】

*1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- 第1条（特約の付加）の2.に規定する条件に該当しなくなったとき
- 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないうまま保険料の口座振替が不能となったとき
- 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- 払い込むべき保険料がなくなったとき
- 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1.(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

- 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めの日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めの日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日あらかじめ保険契約者に通知します。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1.の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

- 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3.の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約については、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約については、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。
- 3. 本条の2.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
- 4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1.の規定は適用しません。

[第16条の補足説明]

- *1 第1回保険料
第1回保険料相当額を含みます。
- *2 責任開始の日
次の(1)から(7)の保険契約の場合には保険期間開始の日とします。
 - (1) 無配当がん医療保険契約(2) 無配当新がん医療保険契約
 - (3) 無配当生活習慣病保険契約
 - (4) 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - (5) 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約
 - (6) 5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約
 - (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

- 1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
- 2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
- 3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1.-(1)の規定は適用しません。
- 4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
- 5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1.-(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

- 1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

2. 本条の1.の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1.の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1.-(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1.の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3.を次のとおり読み替えます。
 - 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1.-(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約については、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

[第18条の補足説明]

- *1 複数の指定契約
保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。
- *2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約
本条の1.において「被指定契約」といいます。
- *3 2件以上の保険契約
第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1.の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則
この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

- 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 2. 本条の1.の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

(2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

- 1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 2. 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みの日とします。
- 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

- 1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1) 年払契約および半年払契約については、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。

(2) 月払契約については、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1) 年払契約および半年払契約については、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。

(2) 月払契約については、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1.または2.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

[第19条の補足説明]

- *1 責任開始の時
次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
 - (1) 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約
 - (4) 5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約
 - (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約
- *2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由
次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
 - (1) 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)契約
 - (4) 5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約
 - (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険(低解約返戻金型)契約
- *3 第1回保険料
利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1.および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第2条（契約成立日）
責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。